

草加市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務
(調査、設計、測量等)の対応方針

令和2年3月2日

市長決裁

草加市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務(調査、設計、測量等)の対応について、埼玉県県土整備部長からの通知(別添参照)を踏まえ、次のとおり対応をするものとします。

なお、本方針に伴う事務手続については、草加市事務決裁規則に基づき進めるものとします。

【対応方針】

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、速やかに受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認します。
- 2 受注者から申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事又は業務の一時中止や必要な設計変更を行います。
- 3 一時中止の期間は、令和2年3月2日から令和2年3月15日までの期間とします。
- 4 工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応は、次のとおりとします。
 - (1) 工事現場等において、感染予防の対応を徹底するよう受注者に対して指導を行います。
 - (2) 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合、迅速な情報収集を行うとともに、受注者に適切な措置を求めます。
 - (3) 作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合、工期の見直しや必要な設計変更を行う。また、現場の施工を継続することが困難と認められる場合、的確に工事の一時中止を指示します。
- 5 工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続について関係部局と調整するものとします。

【今後について】

国や埼玉県から新型コロナウイルス感染症対策について、更新、具体化などの通知がある場合には、改めて方針の変更等を行うものとします。